
山口県港湾整備事業経営戦略

令和3年3月

(令和8年3月 改定)

山口県土木建築部港湾課

はじめに

1 目的	1
2 位置付け	1
3 計画期間	1
4 対象範囲	1

第1章 事業概要

1 事業形態	4
2 事業計画	4
3 使用料体系	6
4 現在の経営状況	7

第2章 将来の事業環境

1 取扱貨物量の見通し	8
2 使用料収入の見通し	8
3 施設の見通し	9

第3章 経営の基本方針

1 経営理念	11
2 基本方針	11

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）	12
2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	12
3 投資・財政計画（収支計画）における取組	13

第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	15
-----------------------------	----

はじめに

1 目的

公営企業を取り巻く経営環境は、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う収入の減少等により、厳しさを増しつつあります。

こうした中、事業を継続的に行うためには、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要であるとの認識の下、中長期的な経営の基本計画として、「山口県港湾整備事業経営戦略」を策定することとしました。

2 位置付け

総務省が、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上のため、公営企業に策定を求めている「経営戦略」です。

本戦略は、港湾の開発、利用及び保全に関する基本計画である港湾計画を踏まえた中長期的な経営の基本計画であり、山口県港湾施設長寿命化計画と連携して事業を実施することとしています。

3 計画期間

令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

4 対象範囲

山口県港湾整備事業特別会計においては、以下に基づき対象範囲を定めています。

① 歳出

地方財政法施行令第46条第7号に規定する港湾整備事業に係る建設改良費及び維持管理費等

対象施設	荷役機械、上屋、埠頭用地、船舶役務用施設 他
------	------------------------

② 歳入

①の対象施設の利用に係る使用料収入等

【地方財政法】

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

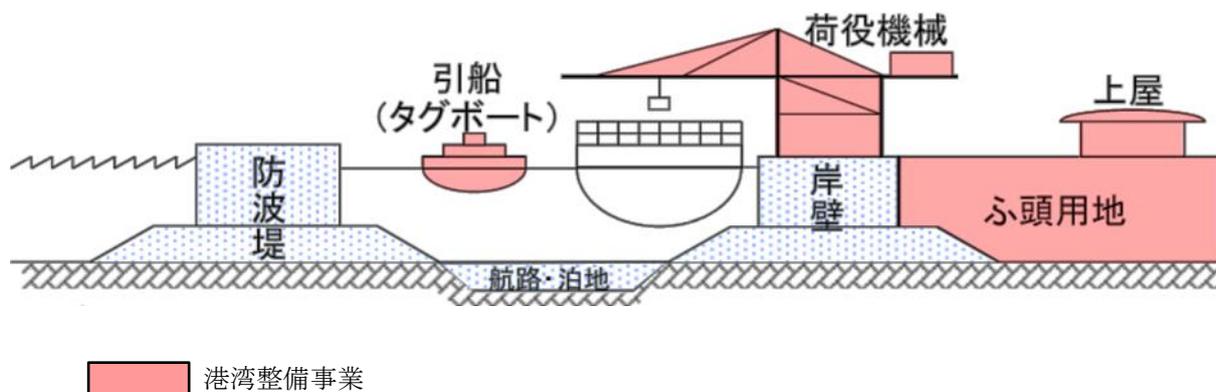
【地方財政法施行令】

(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

図 港湾整備事業の事業区分



国土交通省『令和7年度特定港湾施設整備事業基本計画（案）の概要について』より

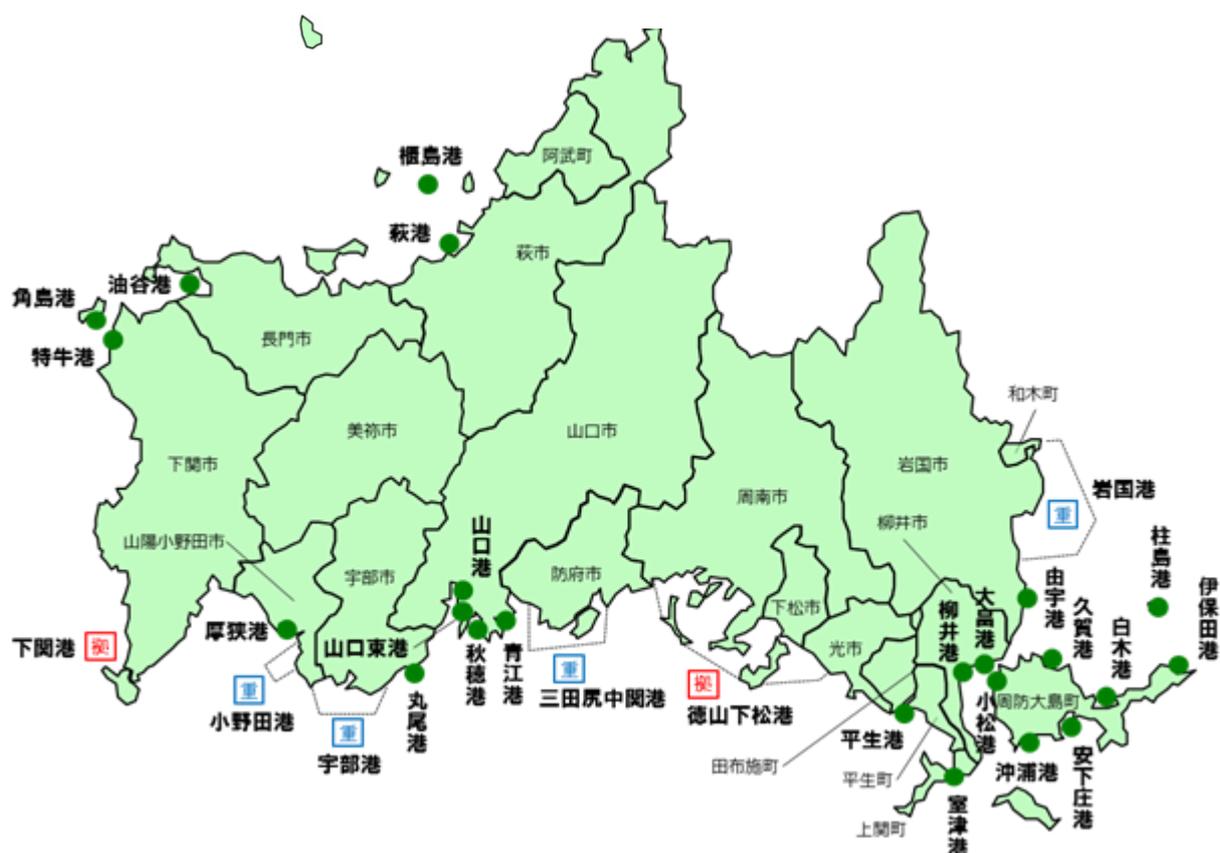
第1章 事業概要

山口県内には、国際拠点港湾2港（徳山下松港・下関港）、重要港湾4港（岩国港、三田尻中関港、宇部港、小野田港）があり、このうち徳山下松港と宇部港の2港4地区が平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定されました。

各港の背後圏域には、それぞれ特色のある有力企業が活発な生産活動を行っており、これらの企業の国際競争力の確保を図るために、船舶の大型化への対応や、近年では、脱炭素化に配慮した港湾施設の整備が求められています。

徳山下松港、岩国港、三田尻中関港及び宇部港については、引き続き集中投資・重点整備を行い、企業ニーズを把握したハード整備を展開します。

小野田港については、既存施設の有効活用に努め、利用促進を図っていきます。



拠 国際拠点港湾：2港（※1） **重** 重要港湾：4港 ● 地方港湾：23港（※2）

※1 下関港は市管理港湾

※2 柱島港、青江港、秋穂港、山口東港、櫃島港は市管理港湾

1 事業形態

港名	法適(全部適用・一部適用)・非適の区分 ※1	港湾区分	事業開始年度	職員数 ※2
徳山下松港	非適用	国際拠点港湾	昭和33年度	18人
岩国港		重要港湾	昭和36年度	
三田尻中関港				
宇部港			昭和48年度	
小野田港		地方港湾	昭和36年度	
その他18港				
<p>【民間活用の状況】</p> <p>徳山下松港においては、平成29年にやまぐち港湾運営株式会社（以下「港湾運営会社」という。）が設立され、港湾運営会社として県の指定を受けています。</p> <p>県では、令和6年度から新南陽地区の公共埠頭（-12m岸壁）を、令和7年度から下松地区の公共埠頭（-19m栈橋）を、港湾運営会社に貸し付け、埠頭群の運営業務を開始しました。また、令和9年度には、徳山地区の公共埠頭の一部（-14m岸壁延伸部）についても港湾運営会社に貸し付け、埠頭群の運営業務開始を予定しています。</p>				

※1 地方公営企業法第2条第3項に基づく同法適用の有無

※2 港湾整備事業特別会計で給与を支出する職員数（会計年度任用職員を除く。）

2 事業計画

県では、国が定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」に適合した港湾計画を策定し、岸壁、航路等の港湾の基本施設の整備や、埠頭用地、荷役機械、上屋等の港湾の機能を発揮させるために必要な施設の整備を行っています。

ここに示す事業計画は、事業の緊急性、事業効果等を勘案して、現時点で着手中の事業及び今後10年程度で着手が見込まれる事業について策定したものであり、以下に各港ごとの事業計画を示します。

○徳山下松港

現在の徳山下松港の港湾計画は、平成26年3月に改訂しました。特に、基礎素材型産業を背後地に抱える当港においては、国際競争力の強化のため、物流機能の強化・充実や船舶の大型化に対応した港湾整備等が求められており、それに対応した港湾整備を計画に位置付けています。

- ・ 下松地区－19m 棧橋背後の埠頭用地の整備
- ・ 徳山地区－12m 岸壁背後の埠頭用地の整備
- ・ 徳山地区荷役機械の更新

○岩国港

現在の岩国港の港湾計画は、平成12年3月に改訂しました。特に、当港では外内貿物流の機能分担や港湾内の円滑な交通を図る臨港交通体系の充実等が求められており、それに対応した港湾整備を計画に位置付けています。

- ・ 新港地区荷役機械の改修

○三田尻中関港

現在の三田尻中関港の港湾計画は、平成19年12月に改訂しました。特に、三田尻地区と中関地区の港湾機能の再編や物流機能の強化・充実などが求められており、それに対応した港湾整備を計画に位置付けています。

- ・ 中関地区－7.5m 岸壁背後のコンテナヤードの再編

○宇部港

現在の宇部港の港湾計画は、令和2年7月に改訂しました。特に、基礎素材型産業を背後地に抱える当港においては、国際競争力の強化のため、物流機能の強化・充実や船舶の大型化に対応した港湾整備等が求められており、それに対応した港湾整備を計画に位置付けています。

- ・ 新沖の山地区－16m 岸壁背後の埠頭用地の整備
- ・ 東見初地区－5.5m 岸壁背後の埠頭用地の整備
- ・ 芝中地区荷役機械の更新

3 使用料体系

本県港湾施設使用料は、公共的な料金であることを踏まえ、施設の種類別に原価計算（減価償却費、公債等利子、維持補修費、運営費、庁費、人件費等）により単価を設定しています。各港湾施設の使用料については、次表のとおりです。

施設区分		現行 (a)	前回 (b)	改定率	前々回 (c)	改定率
	使用料区分	(R1年改正)	(H25年改正)	(a/b)%	(H21年改正)	(b/c)%
野積場 (一級地)	舗装 15日まで	4.42円/日/㎡	4.35円/日/㎡	101.6%	4.24円/日/㎡	102.6%
	未舗装 15日まで	2.68円/日/㎡	2.64円/日/㎡	101.5%	2.57円/日/㎡	102.7%
	舗装 15日超	5.81円/日/㎡	5.71円/日/㎡	101.8%	5.56円/日/㎡	102.7%
	未舗装 15日超	4.07円/日/㎡	4.00円/日/㎡	101.8%	3.89円/日/㎡	102.8%
野積場 (二級地)	舗装 15日まで	2.96円/日/㎡	2.91円/日/㎡	101.7%	2.84円/日/㎡	102.5%
	未舗装 15日まで	1.22円/日/㎡	1.20円/日/㎡	101.7%	1.17円/日/㎡	102.6%
	舗装 15日超	3.81円/日/㎡	3.75円/日/㎡	101.6%	3.66円/日/㎡	102.5%
	未舗装 15日超	2.07円/日/㎡	2.04円/日/㎡	101.5%	1.99円/日/㎡	102.5%
上屋	荷さばき上屋 (木造)	4.26円/日/㎡	4.19円/日/㎡	101.7%	4.08円/日/㎡	102.7%
	荷さばき上屋 (木造以外)	23.88円/日/㎡	23.45円/日/㎡	101.8%	22.80円/日/㎡	102.9%
	事務所 (航送船関係)	1,910円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	1,880円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	101.6%	1,830円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	102.7%
	事務所 (その他)	2,540円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	2,500円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	101.6%	2,440円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	102.5%
荷役機械	デリック (荷重3 t 以下)	414円/時間/台	407円/時間/台	101.7%	396円/時間/台	102.8%
	デリック (荷重3 t 超)	435円/時間/台	428円/時間/台	101.6%	417円/時間/台	102.6%
	テルハ	830円/時間/台	815円/時間/台	101.8%	793円/時間/台	102.8%
	移動式クレーン	38,860円/時間/台	38,160円/時間/台	101.8%	37,100円/時間/台	102.9%
	橋型クレーン	70,880円/時間/台	69,600円/時間/台	101.8%	67,670円/時間/台	102.9%
	ベルトコンベヤー	20.21円/t	19.85円/t	101.8%	19.30円/t	102.8%
貯木場	水面整理場	0.24円/日/㎡	0.24円/日/㎡	100.0%	0.24円/日/㎡	100.0%
	水面貯木場	15.40円/日/㎡	15.12円/日/㎡	101.9%	14.70円/日/㎡	102.9%
船舶給水施設	770円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	760円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	101.3%	740円/日/㎡の範囲 内で知事が定める額	102.7%	
可動橋	3,880円/回の範囲 内で知事が定める額	3,130円/回の範囲 内で知事が定める額	124.0%	3,050円/回の範囲 内で知事が定める額	102.6%	

4 現在の経営状況

令和4年度～令和6年度における経営状況は以下のとおりです。

	R4	R5	R6
年間取扱貨物量	100,484,466 トン	93,186,949 トン	79,636,546 トン
年間船舶乗降旅客数	331,220 人	361,538 人	360,133 人
年間使用料収入額 (税込み)	1,545,804,757 円	1,565,842,758 円	1,591,426,560 円
経常収支比率 (収益的収支比率)	61.0%	71.2%	75.1%
経費回収率	60.6%	70.5%	74.0%
他会計補助金比率	0%	0%	0%
企業債残高対 料金収入比率	1,165.0%	1,189.2%	1,150.9%

[経営指標]

$$\text{経常収支比率 (収益的収支比率)} : \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

$$\text{経費回収率} : \frac{\text{料金収入} + \text{その他営業収益}}{\text{営業費用} + \text{営業外費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

$$\text{他会計補助金比率} : \frac{\text{繰入金}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

$$\text{企業債残高対料金収入比率} : \frac{\text{企業債残高} - \text{一般会計等負担額}}{\text{料金収入}} \times 100$$

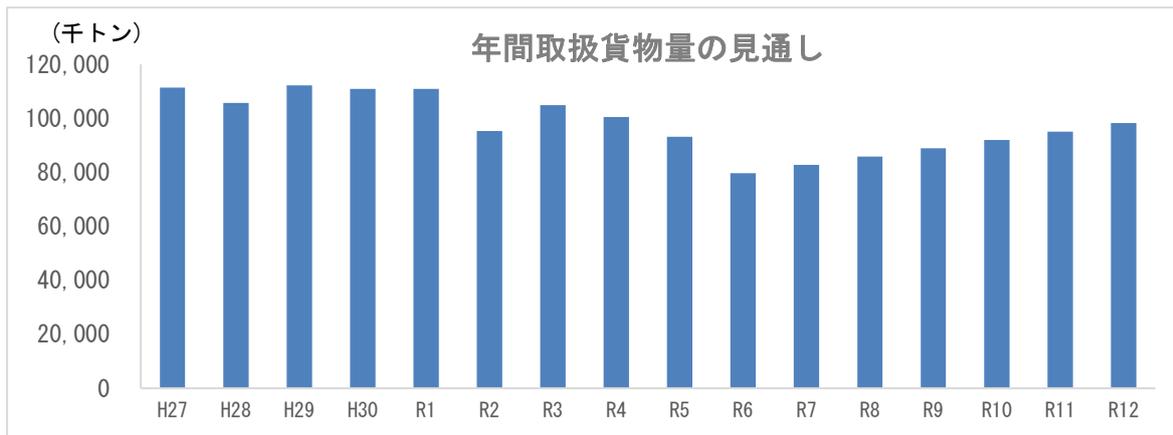
○現在の経営状況の分析

令和4年度から令和6年度において、大型船舶の寄港が増加したこと等による保管施設や給水施設等の利用増加により使用料収入が増加する一方で、計画的な返済により地方債償還金が減少していることから、経常収支比率は、令和4年度以降、毎年上昇しています。

第2章 将来の事業環境

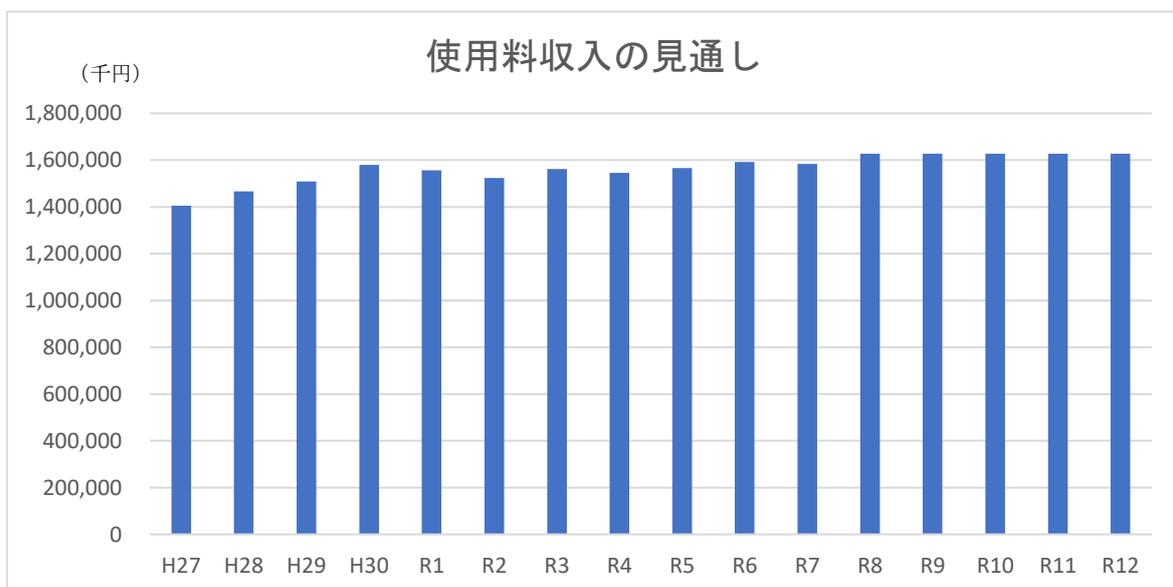
1 取扱貨物量の見通し

取扱貨物量については、一部企業の生産活動の停止に伴い、令和5年度から令和6年度にかけて大きく減少しています。今後は、バイオマス燃料の需要が増加することが見込まれ、取扱貨物量は増加傾向となる見込みです。



2 使用料収入の見通し

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による企業活動の停滞から、一時的に使用料収入が減少しましたが、令和3年度以降は企業活動が回復し、使用料収入は増加傾向にあります。令和8年度は、取扱貨物量の増加により使用料収入は引き続き増加し、それ以降は同水準で推移する見込みとしています。



3 施設の見通し

各港において実施される公共事業による岸壁、航路等の整備に合わせ、港湾の機能を効率的に発揮させるために必要な上屋、荷役機械等の整備を行います。なお、これらの事業を計画する際には、事業効果の早期発現、採算性等を十分に検討し、各港の特性に応じた港湾の機能強化を図ります。

併せて、既存の施設について、山口県港湾施設長寿命化計画に基づき、適切に維持管理を行います。

○徳山下松港

徳山下松港には、コンテナ貨物を取り扱うための荷役機械(ガントリークレーン)が2基整備されています。平成3年度に供用開始した1号機については令和4年度に更新を行いましたが、平成10年度に供用開始した2号機について、安全かつ安定した港湾荷役の利用を図るために更新する計画としており、令和11～12年度にかけて製作据付工事を行う予定としています。

更新スケジュール

年度	R10	R11	R12
徳山下松港徳山地区 荷役機械更新事業	設計	工事	

○岩国港

岩国港では、平成11年度、平成25年度にタイヤマウント式の荷役機械を設置しました。しかしながら、荷役機械の老朽化が進んでいることから、利便性、安全性を確保するとともに、施設の延命化を図るため、荷役機械の改良整備を行う予定としています。

○三田尻中関港

三田尻中関港では、増大するコンテナ貨物に対応するため、岸壁(-7.5m)の背後埠頭用地をコンテナヤードとして整備しており、平成12年度、平成29年度に大型の荷役機械を設置しました。また、コンテナの取扱量及び重量の増加を踏まえ、コンテナターミナル施設の機能強化を図る予定としています。さらに、平成12年度に設置した荷役機械についても、施設の延命化を図るため、荷役機械の改良整備を行う予定としています。

○宇部港

宇部港では、平成17年度にタイヤマウント式の荷役機械を設置しました。しかしながら、設置から19年が経過し、荷役機械の老朽化が進んでいることから、安全かつ安定した港湾荷役の利用を図るため、令和8～10年度にかけて荷役機械の更新を行う予定としています。

更新スケジュール

年度	R8	R9	R10
宇部港芝中地区 荷役機械更新事業	設計		
		工事	

○小野田港

小野田港は、国において「利用促進重点港湾[※]」に区分されたことから、現在では新規事業には着手せず、港湾の利用促進に努めているところであり、具体的な事業計画はありません。

※「利用促進重点港湾」とは、既存ストックの有効活用を進め、国と地域が協同して利用促進に取り組むことにより、今後の利用向上が望まれる港湾

○地方港湾

地方港湾については、計画期間内に施設の大規模な改修を行う予定はありません。

第3章 経営の基本方針

1 経営理念

本県経済の原動力である瀬戸内海沿岸の企業群を中心とした基幹産業が、グローバル時代の国際競争や、産業の構造的変革を勝ち抜くためには、産業基盤の整備促進が必要であるとの認識の下、基本方針に基づく取組を通じて、企業の競争力強化に資する港湾の機能強化を図り、本県の産業力の強化を進めてまいります。

2 基本方針

① 適切な事業規模の設定

利用者のニーズに的確に対応した施設整備の基本的な考え方の下、港湾計画に基づき、緊急性や投資効果を勘案して事業を行い、早期完成による事業効果の早期発現を目指します。

また、荷役機械等の施設の更新に当たっては、コストの縮減等を図る観点から、新技術の活用についても検討・実施します。

② 適切な使用料の設定及び港湾利用の促進

利用者のニーズを踏まえた料金体系とするとともに、官民一体となったPR活動を展開することにより、定期航路の新增設、取扱貨物量の増加等を図り、使用料の増収に努めます。

③ 適切な経費の執行

健全かつ自立した会計運営を行うため、人件費をはじめ経常経費については、効率的な執行に努め、経費の縮減を図ります。また、施設の維持補修については、山口県港湾施設長寿命化計画に基づく定期点検の結果等を踏まえ、計画的に実施することにより、施設の長寿命化に努めます。

さらに、港湾脱炭素化推進計画に基づき、上屋照明等のLED化を実施するなど、維持管理費の最適化及びライフサイクルコストの低減を図ります。

第4章 投資・財政計画（収支計画）

1 投資・財政計画（収支計画）

第1章から第3章を踏まえ、本特別会計に係る、施設・設備の合理的な投資の見通しである「投資試算」等の支出と、財源見通しである「財源試算」をとりまとめた投資・財政計画（収支計画）を別紙のとおり改定しました。

計画期間である10年間、利用者のニーズに基づく施設整備及び現施設の老朽化の程度を踏まえた投資試算と、投資後の施設にも現行の使用料体系を適用した場合の財源試算は均衡する見通しです。このため、本計画においては、現行の使用料体系の単価設定を維持することとしています。

なお、本特別会計では、地方債の借入れにより施設を整備し、その施設の使用料収入をもって地方債を償還することで、負担の平準化を図っています。また、管理協定を締結している地元市町は、収益の2分の1が管理協定交付金として交付される一方で、地方債償還額の2分の1を市町寄付金として負担しています。

2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

収益的収入：サービスの提供の対価としての料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息等の「営業外収益」からなる

収益的支出：サービスの提供に要する人件費・物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」からなる

資本的収入：地方債、寄附金等、資本的支出のための財源からなる

資本的支出：施設整備など建設改良のための費用や地方債償還金（元金）からなる

① 収支計画のうち投資（資本的支出）についての説明

- ・資本的支出のうち、建設改良費は、現施設の利用状況や老朽化の程度などから新規投資や設備の更新を優先的に実施する施設を選定して所要額を算出しています。
- ・計画期間内においては、徳山下松港下松地区で、港湾運営会社にバルク埠頭群として一体貸付を行うための土地の用地買収、土地造成工事、同港徳山地区の荷役機械の製作据付工事、宇部港沖の山地区の貨物上屋建替え工事等を予定しています。

- ・地方債償還金は、既発債の償還表に基づく各年度の所要額に、上記の建設改良費の見込みに基づき算出した起債の償還額を加えた額です。

② 収支計画のうち財源（収益的収入・資本的収入）についての説明

○収益的収入

- ・営業収益のうち、料金収入は、荷役機械や上屋等の港湾施設使用料収入の額です。その他は、公共埠頭の貸付料と、港湾施設の使用に伴う電気料等の立替分の額です。
- ・営業外収益のうち、その他は、管理協定を締結している市町が地方債償還額の2分の1を負担する「市町寄付金」のうち、利子の償還に充当する額です。

○資本的収入

- ・地方債は、建設改良費の財源となる本債に資本費平準化債（企業債の償還期間と施設の減価償却期間との差から生じる資金不足を補うため、元金償還金相当額と減価償却費相当額との差額について発行が認められる地方債）の発行額を加えた額です。
- ・その他は、市町寄付金のうち、元金の償還に充当する額です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費（収益的支出）についての説明

- ・営業費用のその他は、維持管理費用、維持管理に要する光熱水費及び消費税の額で、これまでの決算を基に算出しました。営業外費用のその他は、管理協定締結市町に交付対象収入から控除対象経費を差し引いた額の2分の1を支払う「港湾管理協定交付金」の額です。

3 投資・財政計画（収支計画）における取組

① 投資についての考え方

○民間活用

県では、徳山下松港について、令和6年度から新南陽地区、令和7年度から下松地区の公共埠頭を、民間事業者である港湾運営会社に貸し付けて、一体的に管理・運営しています。

また、令和9年度から、徳山地区の公共埠頭の一部（-14m岸壁延伸部）についても、港湾運営会社に貸し付け、運営業務開始を予定しています。

これにより、民間事業者による高能率の荷さばき施設の整備など、物流コストの削減に繋がる港湾の機能強化が図られます。民間事業者においても継続的な公共埠頭の占用的な使用が担保されることから、大型の設備投資に踏み切りやすく、社会情勢に迅速に対応した事業展開が可能となります。

○投資の平準化

地方債償還見込額を踏まえ、収支均衡となるよう計画的な投資を行っていきます。

② 財源についての考え方

○繰入金

本県の港湾整備事業特別会計は、基本的には、一般会計からの繰入は行っておらず、今後も他会計から独立した運営に努めていきます。

○資産の有効活用等による収入増加の取組

徳山下松港の公共埠頭における港湾運営会社への貸付の取組は、社会情勢に応じて収入が増減する使用料とは異なり、長期一体貸付を行って貸付料として収入を得ることで、安定した収入の確保が見込まれます。

③ 投資以外の経費についての考え方

○管理運営費

施設の老朽化が進んでいくことから、利用者のニーズに的確に対応した適切な管理や早期の修繕により可能な限り延命化を図り、コストの抑制に努めていきます。

また、新たなデジタル技術の活用により、インフラメンテナンスの高度化・効率化を図っていきます。

第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

1 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の改定においても、引き続き、継続して安定的に経営を行うため、年度ごとに実施状況等を確認し、進行管理に努めるとともに、計画との乖離が著しく大きい場合などには、必要に応じて改定を行います。

次期戦略の策定については、最終年次に当たる令和12年度（2030年度）に予定しています。

収支計画

(単位:千円,%)

区 分		年 度									
		R3 (決算)	R4 (決算)	R5 (決算)	R6 (決算)	R7 (決算見込)	R8	R9	R10	R11	R12
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1,690,207	1,701,907	1,771,721	1,776,665	1,801,827	1,907,558	1,958,661	2,000,739	2,023,156	2,047,957
	(1) 営 業 収 益 (B)	1,678,063	1,690,839	1,754,745	1,751,388	1,762,803	1,851,282	1,851,282	1,851,282	1,851,282	1,851,282
	ア 料 金 収 入	1,562,503	1,545,805	1,565,843	1,591,427	1,583,147	1,628,148	1,628,148	1,628,148	1,628,148	1,628,148
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他	115,560	145,034	188,902	159,961	179,656	223,134	223,134	223,134	223,134	223,134
	(2) 営 業 外 収 益	12,144	11,068	16,976	25,277	39,024	56,276	107,379	149,457	171,874	196,675
	ア 他 会 計 繰 入 金							800	800	794	767
	イ そ の 他	12,144	11,068	16,976	25,277	39,024	56,276	106,579	148,657	171,080	195,908
	2 総 費 用 (D)	1,037,994	1,196,259	1,007,036	1,044,871	1,239,899	1,332,116	1,352,053	1,420,779	1,469,806	1,522,074
	(1) 営 業 費 用	454,607	558,452	434,889	443,201	626,202	560,642	528,339	512,909	517,090	519,701
	ア 職 員 給 与 費	107,908	100,779	96,731	109,647	120,389	117,195	117,195	117,195	117,195	117,195
	ウ ち 退 職 手 当										
	イ そ の 他	346,699	457,673	338,158	333,554	505,813	443,447	411,144	395,714	399,895	402,506
	(2) 営 業 外 費 用	583,387	637,807	572,147	601,670	613,697	771,474	823,714	907,870	952,716	1,002,373
ア 支 払 利 息	25,066	22,858	34,605	51,316	79,258	153,710	213,158	297,314	342,160	391,817	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分	12,247	8,358	6,714	6,507	6,251	6,048	6,515	5,987	5,041	4,039	
イ そ の 他	558,321	614,949	537,542	550,354	534,439	617,764	610,556	610,556	610,556	610,556	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	652,213	505,648	764,685	731,794	561,928	575,442	606,608	579,960	553,350	525,883	
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	3,546,188	3,246,745	2,192,264	1,889,933	1,481,359	1,274,523	1,592,335	1,792,021	1,712,024	1,637,347
	(1) 地 方 債	2,884,000	2,573,000	1,620,000	1,331,400	906,000	693,500	991,352	1,156,770	1,026,464	981,174
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	358,000	373,000	354,000	203,400	32,000	27,500	20,352	131,770	11,464	6,174
	(2) 他 会 計 補 助 金									1,000	1,078
	(3) 他 会 計 借 入 金										
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	66,104	66,804	8,851						10,000	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金										
	(6) 工 事 負 担 金										
	(7) そ の 他	596,084	606,941	563,413	558,533	575,359	581,023	600,983	635,251	674,560	655,095
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,085,970	3,794,848	2,748,910	2,450,171	1,995,359	1,849,966	2,193,319	2,427,275	2,375,585	2,291,365
	(1) 建 設 改 良 費	2,526,000	2,200,000	1,266,000	1,128,000	874,000	666,000	971,000	1,025,000	1,015,000	975,000
	ウ ち 職 員 給 与 費	58,900	95,100	54,700	48,700	37,800	28,800	41,900	44,300	43,800	42,100
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	1,559,970	1,594,848	1,482,910	1,322,171	1,121,359	1,183,966	1,222,319	1,402,275	1,360,585	1,316,365
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金	567,906	584,803	570,786	420,527	248,200	213,464	218,037	218,037	203,877	151,305
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 539,782	△ 548,103	△ 556,646	△ 560,238	△ 514,000	△ 575,443	△ 600,984	△ 635,254	△ 663,561	△ 654,018	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	112,431	△ 42,455	208,039	171,556	47,928	△ 1	5,624	△ 55,294	△ 110,211	△ 128,135	
積 立 金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)	604,533	716,964	674,509	882,548	1,054,104	1,102,032	1,102,031	1,107,655	1,052,361	942,150	
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	716,964	674,509	882,548	1,054,104	1,102,032	1,102,031	1,107,655	1,052,361	942,150	814,015	
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)											
実 質 収 支 黒 字 (P)	716,964	674,509	882,548	1,054,104	1,102,032	1,102,031	1,107,655	1,052,361	942,150	814,015	
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	65.1	61.0	71.2	75.1	76.3	75.8	76.1	70.9	71.5	72.2	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	1,678,063	1,690,839	1,754,745	1,751,388	1,762,803	1,851,282	1,851,282	1,851,282	1,851,282	1,851,282	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)											
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)	16,179,893	18,008,045	18,615,035	18,316,064	18,671,805	18,208,839	17,977,872	17,732,367	17,398,246	17,063,055	